

令和8年度県内産業廃棄物処理業者育成事業業務委託仕様書

1 目的

産業廃棄物の適正処理を推進し、廃棄物処分業者の再資源化高度化を支援するために、産業廃棄物処理業者（産業廃棄物処分業又は産業廃棄物収集運搬業の許可業者）を対象とした講習会の開催、県内の製造事業者と処分業者の動脈連携を促進するための情報交換会の開催、及び収集運搬業に係る許可申請手続の相談を通じ、産業廃棄物の適正処理と有効利用の推進に必要な知識を習得させ、事業者の育成を目指す。

2 業務内容

(1) 産業廃棄物処理業者セミナー開催業務

- ① 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業者に対する講習会の開催
- ② 上記講習会を撮影した動画の配信

ア 開催日時 令和8年中に1回 2時間程度

イ 会 場 青葉の森芸術文化ホール（千葉市中央区青葉町977-1）
又は同程度の規模の会場で、駐車場が完備されていること。

ウ 対 象 者 産業廃棄物処理業者

（千葉市、船橋市及び柏市の許可を持つ業者を含む。）

エ 参加者数 500名程度（応募人数が500名を超える場合は抽選等により人数を絞る）

オ 講習内容

講習内容は、3演題程度とし、そのうち1演題については、応募業者が企画し、外部講師を招いて、魅力ある内容を提案すること。（残りの演題の内容については、別途協議すること。）

カ 業務内容

＜講習会の開催について＞

- (ア) 講習会の企画 連絡調整、講師の選定・依頼
- (イ) 会場の確保 500名程度収容可能で、駐車場の完備された会場の確保
- (ウ) 配付資料作成 テキスト等の作成
- (エ) 受講受付 申込書の受付
- (オ) 講習会当日作業 会場設営、講師接遇、片付け等

＜動画配信業務について＞

- (カ) 撮影機器の確保 講習会を撮影する機器の確保
(キ) 動画配信 講習会を撮影した動画について、動画配信用のH Pを作成し、対象者に公開する。公開期間は講習会開催日以降の30日間以上（土日祝日含む）とし、動画の総視聴回数を報告する。

＜共通事項について＞

- (ク) 受講案内 案内書・申込書等（約2,000通）の作成・送付
(ケ) アンケート集計 アンケート結果の集計、集計結果報告
(コ) 成果品の納品 成果品として以下のものを納品
　　・講習会テキスト
　　・講習会動画
(サ) 業務完了報告 業務委託者に業務完了報告書（任意様式）を提出

注1) 千葉県と契約後、速やかに千葉市、船橋市及び柏市と別途、契約をすること。

注2) セミナー終了後、速やかにアンケート結果を集計し、集計結果を報告すること。

(2) 廃棄物処分業者の再資源化高度化支援業務

再生材の需要と供給のミスマッチを解消し、製造事業者と廃棄物処分業者の動脈連携を促進するため、定期的に情報交換会を開催し、参加者同士の交流や知見共有を支援する。については、以下の項目ア～エを踏まえた実施計画を策定し、提案すること。

ア 開催日時 令和8年度中に3回

イ 場 所 千葉県内の交通至便な場所に、50名～80名程度を収容可能な会場を確保すること。

ウ 対象者 県内の製造事業者及び廃棄物処分業者（千葉市、船橋市及び柏市の許可を持つ業者を含む。）、並びに資源循環に関する技術・知見を有する団体、行政機関等

エ 業務内容

(ア) 先進事例と活用ニーズの紹介

動脈産業側の事業者及び静脈産業側の事業者にそれぞれ声をかけ、再生材の需要・供給、活用に向けたニーズ、技術導入、生産性向上、温室効果ガス削減に関する先進事例などを紹介いただく。（1回の情報交換会で1団体以上の発表を想定）

(イ) 交流会

企業間で相談や商談ができるよう名刺交換等の時間を設ける。

注1) 会場・設備等の手配

- ・ 会場や設備等の手配は業務受託者が実施すること。
- ・ 必要に応じてオンラインによるハイブリッド開催等の検討を行うこと。

注2) 登壇者(講師)への対応

- ・ 登壇者の選定、交渉、資料作成支援、当日のアテンドを行うこと。
- ・ 登壇者に対する謝金および旅費を、適切な規程に基づき支払うこと。

注3) 集客および広報

- ・ 募集チラシの作成、ホームページ、関係団体への協力依頼等を行い、目標人数を集客すること。

注4) 報告および成果物

- ・ 業務開始後、速やかに各回の詳細内容を記した工程表を提出すること。
- ・ 各回終了後、参加者アンケート結果、当日の写真、マッチングの兆しがあった事例等をまとめた報告書を提出すること。

(3) 許可申請に係る相談業務

廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業（特別管理産業廃棄物処理業を含む。以下同じ。）の許可申請者に対する事前相談等の実施

ア 実施期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

イ 実施場所 千葉県内（業務受託者が確保する場所）

ウ 対象者 産業廃棄物収集運搬業（特別管理産業廃棄物収集運搬業を含む。以下同じ。）の許可業者及び新規許可申請者

産業廃棄物処分業（特別管理産業廃棄物処分業を含む。以下同じ。）の許可業者

エ 業務内容

(ア) 産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を除く）の新規許可申請予定者を対象とした申請手続に関する説明会の実施及び説明会資料の作成
開催回数 原則、毎月第2及び第4金曜日

(イ) 産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を除く。）に係るa～eの相談を隨時（土日祝日及び年末年始を除く毎日。）実施する。

なお、相談窓口は千葉県内に設置することとし、設置に当たっては利便性に配慮すること。また、相談の予約待ちはおおむね2週間以内とし、許可の更新時期により急な相談にも対応できるようすること。

- a 新規許可申請に係る事前相談
- b 更新許可申請に係る事前相談
- c 事業範囲変更許可申請に係る事前相談
- d b, c の許可申請に伴う変更届の提出に係る相談
- e 優良産廃処理業者認定制度に係る相談

(イ) 産業廃棄物処理業の更新許可対象者（令和9年度に更新期限を迎える業者）に対して、更新手続の通知をする。

対象業者数 約2,500件

(エ) 産業廃棄物処分業の許可業者に対して実績報告書の提出に係る通知を配布する。

対象業者数 約300件

(オ) 郵送申請に係る受付業務

令和7年4月1日より、産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を除く。）に係る各種許可申請の申請方法を、原則郵送のみとしていることから、郵送物の受付業務を行う。

注1) (イ)の相談業務の実施に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・ 希望者が速やかに相談を受けられるよう、必要な体制や事務の効率化を図ること。
- ・ 相談業務に従事する者の関係法令等の理解向上に努め、相談者に対して親切・丁寧な応対に心がけること。
- ・ 処理業者や新規許可申請予定者に対して、法令の遵守や適正な廃棄物処理等について理解の向上を図るための方策を実施すること。
- ・ 相談内容において不明な点が生じた場合は、隨時、県に確認を行うこと。

注2) 業務完了後、業務完了報告書（任意様式）を提出すること。また、(ア)から(オ)までの業務処理の実績について報告すること。

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本業務の受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利を県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 成果品について、受託者その他第三者が著作者人格権、実演者人格権、その他の人格的権利を有する場合には、県及び県の指定する第三者に対して当該権利を行使せず、また第三者が行使しないよう措置するものとする。
- (3) 成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (4) 県は、成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。
- (5) 受託者は、県の了解のもとに、成果品を使用することができる。
- (6) 本業務の遂行に当たり受託者が独自に作成した著作物についても成果品として県に無償で引き渡すこととし、著作権の扱いは、(1)～(5)の規定を準用する。

5 留意点

- (1) 県は、業務の実施状況について、必要に応じて説明又は報告を求め、かつ、これに関する帳簿その他関係書類を閲覧し、調査することがある。
- (2) 本業務を行うに当たり、業務上知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託期間終了後も同様とする。
- (3) 事由のいかんを問わず業務が継続できなくなった場合は、業務引継書を作成の上、業務マニュアル・関連文書とともに業務の引継ぎを行い、他の受託者に移行する作業を支援すること。
- (4) 業務の全部を第三者に再委託してはならない。なお、業務の一部の再委託については、高い効果が見込めると県が判断した場合は認めるものとする。
- (5) 本契約の執行に際しては、地方自治法や千葉県財務規則をはじめとする諸規定が適用される。
- (6) 本事業とこれに付随する業務の実施に当たっては、契約書及び本仕様書に基づき、公平かつ中立な立場で実施するとともに誠実かつ適正に実施しなければならない。
- (7) 業務量を勘案し、業務に支障が生じないよう人数を配置すること。
- (8) その他、県から協議を行った上で、本事業の目的を達成するために必要な業務を実施してもらう場合もある。
- (9) 本仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて協議して定めるものとする。

(10) 業務委託仕様書2. (1) の産業廃棄物処理業者セミナー開催業務については、天候その他予期することができない事由などにより業務内容の実施が困難と認められる場合には、県からの指示により実施方法を変更することもある。なお、変更する内容については、県と受託者の協議の上で、決定する。